

愛知県ファミリーシップ宣誓制度 への御協力をお願いします

愛知県では、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、2024年4月1日から「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」を開始しています。

制度利用者が活用できるサービスの拡充や福利厚生に係る社内制度での活用など、企業の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。



「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」とは

婚姻することができない、互いを人生のパートナーとして認め合う二人及びその近親者が、家族と約した関係であることを宣誓し、県がその宣誓を受理したことを証明する制度です。

- 対象者は、パートナー（同性・異性を問わない）及びその近親者（三親等内）
- 愛知県から、A4サイズ及びカード型の受理証明書を発行

※ 制度の詳細は、県人権推進課Webページを御覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/aichifamilyship.html>



1 制度利用者が活用できるサービス等の拡充のお願いについて

愛知県Webページに、制度利用者が活用できるサービス等を掲載しています。掲載可能な民間サービス等がございましたら、県人権推進課まで御連絡ください。

【お伝えいただきたい内容】

- ①サービスの内容、②受理証明書等の提示の要否、③その他備考、④事業者名
- ⑤当該事業のURL又はトップページのリンク、⑥御担当者様の氏名・御連絡先

<民間サービスの例>

- 家族割引などの家族を対象としたサービスへの適用
- 保険金等の受取人に同性パートナーを指定
- 金融機関におけるローンの配偶者の定義に同性パートナーを含める
- 賃貸への入居、不動産あっせんの際に同性パートナーを家族として扱う

2 福利厚生に係る社内制度での活用について

自治体が発行する受理証明書を、同性や事実婚のパートナーやその子供を社内制度上「家族」として扱うための申請書類として採用している企業が増えており、従業員のモチベーションの向上や人材確保につながっている事例もあるようです。

福利厚生に係る社内制度の対象として、制度利用者を始めとする同性や事実婚のパートナー等に広がっていくような御検討をお願いします。

<社内制度の例>

- 家族手当、住宅手当、結婚祝金等の各種手当
- 慶弔休暇、育児休暇、介護休暇等の各種休暇
- その他、社員の家族を対象とした福利厚生 等



【問合せ先】 愛知県 県民文化局 人権推進課 人権相談グループ

☎ 052-954-6749 / ✉ jinken@pref.aichi.lg.jp